

### 3刷（令和4年12月28日発行）の変更点について

令和3年に国土交通省から発出された「営業補償調査算定要領（案）」に合わせ、3刷では解説の見直しを行いました。下記留意点と合わせ、お使いいただけますようお願いいたします。

#### 「営業補償調査算定要領（案）」及び同解説（QA）制定に伴う留意点

① 営業補償における調査算定方法の全国的な平仄化を図るため、令和3年3月19日、中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせにより、「営業補償調査算定要領（案）」が制定され、合わせて令和3年3月26日、国土交通省不動産・建設経済局土地政策課公共用地室用地調整官より、各地方整備局用地部用地補償課長等宛に同解説（QA）が送付され、さらに中央用地対策連絡協議会事務局（公共用地室用地調整官）より、中央用地対策連絡協議会会員宛に参考送付されております。

② 本書「基準と事例でわかる！営業補償の実務」と上記①「営業補償調査算定要領（案）」及び同解説（QA）」とでは、営業補償の基本的な内容に相違はありませんが、実務的な内容（考え方、調査算定）において、以下のとおり、従来の扱いから変更等されている点があります。

#### 【主な変更等】

##### （考え方）

##### ◇従業員に対する休業手当相当額の補償

→ 休止期間の長短に関わらず平均賃金に通勤手当を含む。

##### ◇従業員が一限りで臨時に雇用されている場合の取扱い

→ 労働基準法第21条に規定する労働者とする。

##### ◇税込経理方式を採用している場合の消費税額の取扱い

→ 税抜経理方式による損益計算書の作成は不要とする。

##### （調査算定）

##### ◇各種調査表・算定書等様式の制定

→ 営業補償調査算定要領（案）において、各種の調査算定書様式が掲示されております。

##### ◇営業休止補償の算定例

→ 同解説（QA）において、上記各種様式を用いた調査算定例が示されており、基準の規定に則り、

以下の算定項目順に変更されています（廃止、規模縮小も同様）。

- ・ 固定的な経費の補償額
- ・ 従業員に対する休業手当相当額の補償額※
- ・ 休業期間中の収益減又は所得減の補償額
- ・ 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失の補償額
- ・ 商品、仕掛品等の減損の補償額
- ・ 移転広告その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額

※ 暦日数を考慮のうえ平均賃金を算定

③ 実際の営業補償額の調査算定にあたっては、「営業補償調査算定要領（案）」及び同解説（QA）が優先されることとなりますので、これらの扱いについて留意いただければと思います（※本書の中でも、関係する頁に上記②に係る変更内容等を付記しています）。